



特集

LGWAN電子文書交換システム

前回に引き続き、LGWANが自ら提供する基本アプリケーション・サービスを集めます。今回は、LGWAN電子文書交換システムについて説明します。

1 LGWAN電子文書交換システムとは

LGWAN電子文書交換システム（以下「文書交換システム」という。）は、公文書等を電子的手段により交換するシステムであり、次の目的で提供されています。

- ・地方公共団体相互間又は国と地方公共団体間の対象文書の迅速かつ確実な交換の実現
- ・電子文書の交換における記録内容の秘匿性及び発送者・収受者の真正性の確保
- ・文書の改ざん防止

また、文書交換システムでは、次のような仕組みにより高度なセキュリティを確保しています。

（1）電子署名付与

文書交換時に送信文書に電子署名を付与することができます。電子署名は、ハッシュ関数という一方向性関数と公開鍵暗号方式という暗号化技術を組み合わせることにより実現しています。この電子署名を付与した文書は、電子署名の検証を行うことにより、改ざん有無の検出、なりすましの防止などが可能です。

（2）文書の盗聴防止

文書を暗号化して送信するため、交換文書の秘密漏えいを防ぐことが可能です。

（3）受領／否認確認

受信した文書の受領／否認確認を電子的に行えますので、担当者の事後否認（「そんな文書は受領し

ていない」などの虚偽）の防止が可能です。

（4）安全な鍵管理

文書交換システムでは、文書の暗号化や復号化及び電子署名を行うための鍵情報を高度なセキュリティ機能を有するICカード内に記録し、鍵情報の漏えいを防止します。

2 電子自治体推進における文書交換システムの有効性

地方公共団体の多くはパソコンを利用して文書を作成しているものの、文書の交換及び提供後の保存方法は未だ紙媒体が多い状況です。文書の起案、発送、收受、保管、配付及び廃棄に至る文書のライフサイクルを電子化することにより、情報の共有化、情報交換の迅速化等が期待され、電子文書を扱う文書交換システムは、電子自治体を推進する上で有効なシステムといえます。

また、文書交換システムは、電子メールの利用では実現が困難である次の特徴を有しています。

- ・職責証明書の電子署名付与
- ・LGPKI認証局における共通鍵暗号方式と公開鍵暗号方式の組み合わせによる文書内容の秘匿化
- ・あて先情報の一元管理
- ・あて先誤り等の誤送信による外部への情報漏えいの防止
- ・発送者から収受者へ確実な文書送達（文書原本の移行）

- ・文書の到達状況（文書の発送・収受の記録）の確認及び検証の実現、否認の防止

3 文書のライフサイクルにおける文書交換システムの範囲

文書交換システムは、図－1のとおり浄書・校号、電子署名、封かん・発送及び収受までを対象としています。

地方公共団体は、文書交換システムを導入するにあたっては、文書のライフサイクルの電子化に適切に対応するため、文書管理規程、公印管理規程等を、あらかじめ、整備をしておくことが重要です。（「LGWANに対応した地方公共団体の文書管理制度」のURLは、後述6項に記載）

また、文書交換システムの適用範囲外にあたる文書の起案から決裁まで及び保管から廃棄までの機能を電子化するためには、地方公共団体内の文書管理

等の業務システムを準備する必要があります。

文書交換システムと地方公共団体内の文書管理等の業務システムを連携させる方法として、次の2種類が考えられます。

(1) ファイルの受渡しによる連携

文書ファイルを受け渡すことにより、文書交換システムと地方公共団体等の文書管理等の業務システムを連携させる。

(2) API機能を利用した連携

文書交換システムが提供するAPI（アプリケーションプログラムインタフェース）機能を利用して、文書交換システムと地方公共団体等の文書管理等の業務システムを連携させる。

4 文書交換システムの利用状況について

平成16年度以降、文書交換送受信件数は減少して

図－1 文書交換システムの範囲

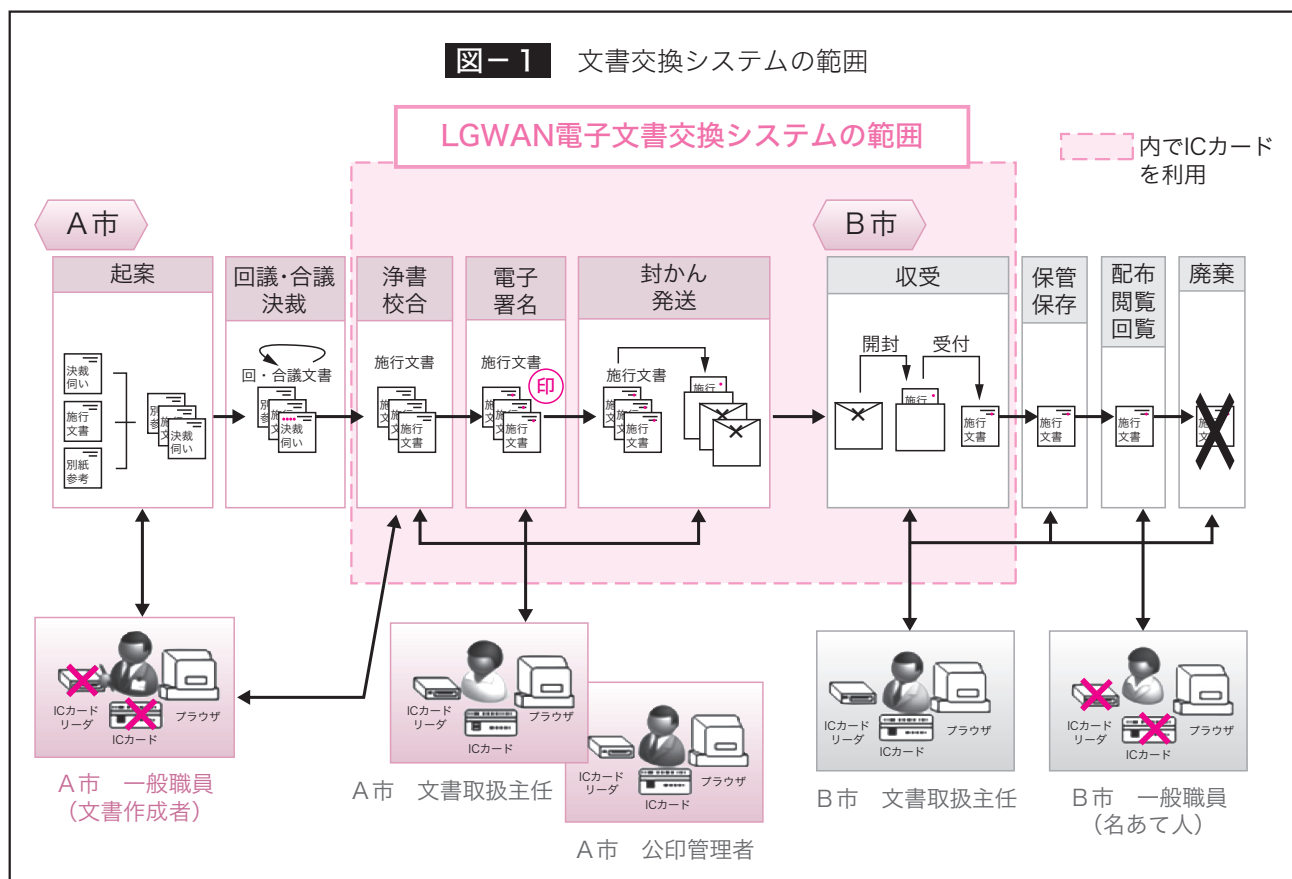
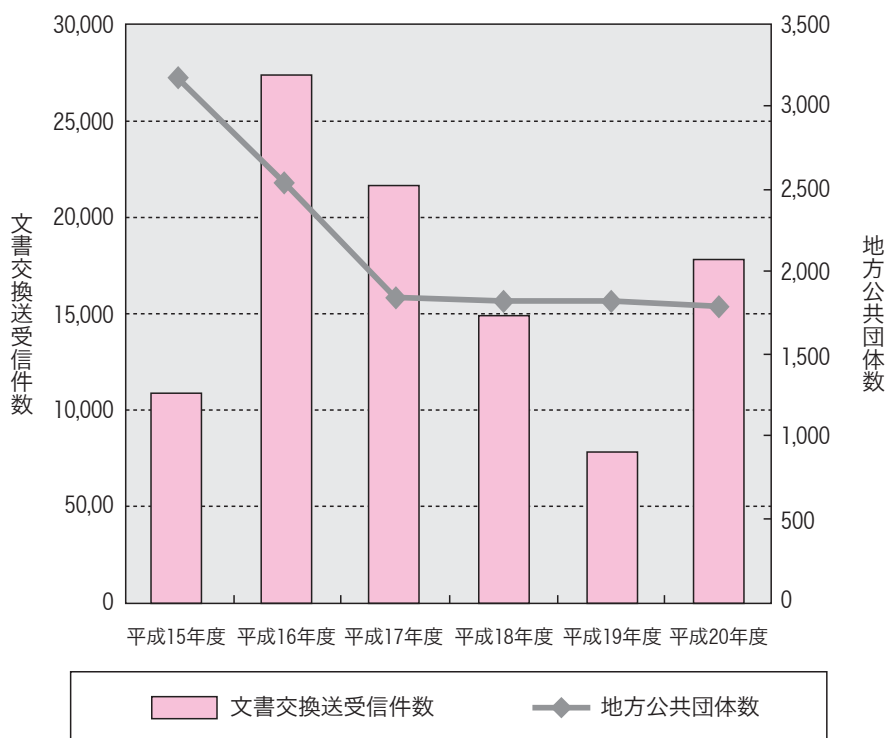


図-2 LGWAN 電子文書交換システム送受信件数の推移



※平成17年度からLGWAN運営主体による疎通確認の送受信件数を加算
 ※平成20年度に特定公的機関LGWAN-ASPの送受信件数を加算

いましたが、平成20年度には増加に転じました（図-2）。

増加した主な理由は、平成20年度から特定公的機関LGWAN-ASP^{※1}という組織にも文書交換システムを利用することが認められ、文書交換システムの利用者の範囲が広がったことに起因します。特定公的機関LGWAN-ASPによる文書交換システムの利用は、自らのコンテンツサービスを提供する場合に、都度システムを構築することなく、文書交換システムを活用しようというものです。例えば、APIを利用した文書管理等の業務システムと連携することで、大量データの一括転送を安全・確実に、しかも経済的かつ短時間で実現できるようになります（図-3）。

また、ある特定の業務処理において、全都道府県

から国への定期的なデータ転送を独自に構築したウェブシステムの一機能で実施していましたが、当該機能を文書交換システムの利用に切り替える見直しにより、コストを最小限に抑えた事例もあります。

今後も様々な用途により、文書交換システムの一層の利活用が期待されます。

5 次世代システムの検討について

LGWANの利用の基本となる地方公共団体相互間、府省と地方公共団体相互間の文書及びデータの交換の在り方について、現在の文書交換シ

ステムや電子メールのみならず、大容量のデータファイル交換も含めた検討が期待されています。

LGWAN運営協議会では、平成21年度の「活用方策の検討部会」並びに「第三次LGWAN整備計画（仮称）の策定」において、調査研究に着手することとしています。

6 参考

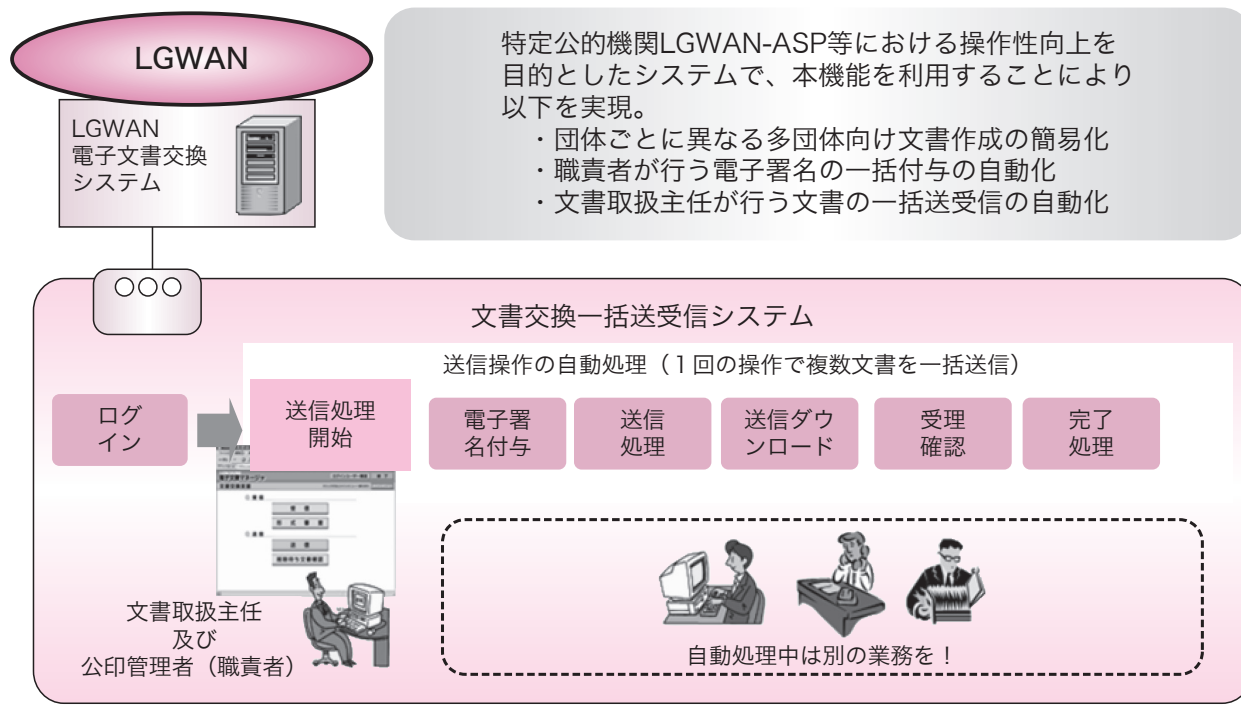
文書交換システムを利用するための必要な手続きや操作マニュアル等は、総合行政ネットワークポータルサイト（URL：<http://center.lgwan.jp>）に掲載しています。

■ LGWANの利用にあたって＞LGWAN電子文書交換システム

※1 LGWAN-ASPサービス提供者が、公的機関であって、自らのコンテンツサービスを提供する手段として、文書交換システムを利用することを総合行政ネットワーク運営協議会に認められた組織。

図-3 文書交換システムを利用した一括データ転送（参考）

【参考】APIを利用した文書管理等の業務システム「文書交換一括送受信システム」



<http://center.lgwan.jp/use/index.html#document>

■ LGWANに対応した地方公共団体の文書管理制度

<http://center.lgwan.jp/library/index.html#C-4-1>

■ 文書交換システム導入の手引き及び操作マニュアル等

ル等

<http://center.lgwan.jp/library/index.html#kihonsa-bisu>

■ 総合行政ネットワーク非公開文書の開示申込書

<http://center.lgwan.jp/library/index.html#G-1-1-9>

LGWAN-ASPサービス接続／登録状況（平成21年7月10日現在）

LGWAN-ASPサービス提供者の接続／登録状況は次のとおりです。

■ アプリケーション及びコンテンツ	登録	171件	■ ホスティング	接続	98件
■ 通信	登録	153件	■ ファシリティ	登録	185件

接続／登録済のLGWAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しております。

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/15,0,41.html>